**大阪府福祉サービス第三者評価結果公表要領**

（目的）

第１条　この要領は、大阪府福祉サービス第三者評価事業実施要綱第３条第３号に規定する第三者評価結果（以下「評価結果」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（評価結果の取扱い）

第２条　第三者評価機関（以下「評価機関」という。）は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成２４年３月２９日付け雇児発０３２９第２号及び社援発０３２９第６号）による社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設）、自立援助ホーム及びファミリーホーム（以下、「社会的養護関係施設等」という。）に係るものを除き、評価結果について、評価対象事業者（以下、「事業者」という。）の同意を得て、別紙様式１「福祉サービス第三者評価結果報告書」（以下、「評価結果報告書」という。）に沿って、公表するものとする。

２　評価機関は、評価終了後、速やかに評価結果報告書により大阪府（以下「府」という。）に評価結果を報告しなければならない。ただし、社会的養護関係施設等の評価結果については、府と併せて全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という。）にも報告するものとする。  
　なお、評価機関は、府に対して社会的養護関係施設等に係るものを除き、評価結果を報告することにより、前項に掲げる公表に替えて差し支えないものとする。

３　評価機関は、報告に際して、その内容を公表することについて同意しなければならない。なお、社会的養護関係施設に係るものを除き、評価結果の公表に事業者の同意がない場合には、その旨を併せて報告しなければならない。

（府における公表）

第３条　府は、評価機関から評価結果報告書の提出による報告を受け、評価結果を公表する。ただし、社会的養護関係施設等の評価結果の公表については、全社協が定める様式によるものとする。  
　なお、社会的養護関係施設に係るものを除き、評価結果の公表に事業者の同意がない場合は公表を行わないものとする。

２　公表は、ＷＡＭ ＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）への掲載により行う。

３　公表の期間は、評価結果の公表日を始期として、当該公表日の属する年度の翌年度４月１日から起算して３年目の満了日までとする。  
　ただし、公表期間内であっても、公表の目的に鑑み、公表を継続することが不適切であると思料される場合は、公表を取りやめることができるものとする。

４　前項の規定に基づき公表を取りやめる場合は、当該事業者及び評価機関あて通知するものとする。

（受審証の交付）

第４条　府は、前条の規定により評価結果を公表した社会的養護関係施設等を除く事業者に対し、受審証（別紙様式２）を交付するものとする。

附　則

　この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成26年８月18日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年３月15日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成31年４月10日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年10月９日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要領の適用日以前に契約した評価調査は、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和３年８月10日から施行する。

